

薬食総発 0520 第 18 号
平成 25 年 5 月 20 日

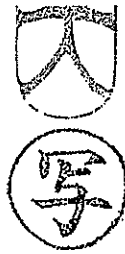
公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公 印 省 略)

指定地方公共機関の指定に係る留意事項の周知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 3 条第 1 号から第 18 号まで及び第 19 号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成 25 年 4 月 17 日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところです。

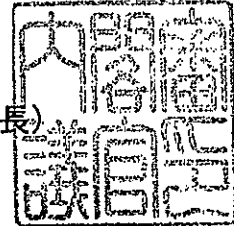
今般、特措法第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関の指定に係る留意事項について、内閣官房新型インフルエンザ等対策室より別紙のとおり都道府県に対し通知されましたので、貴会におかれては、都道府県薬剤師会等への周知をお願いいたします。



閣 副 第 277 号
平成 25 年 5 月 20 日

各都道府県知事 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）



指定地方公共機関の指定に係る留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 3 条第 1 号から第 18 号まで及び第 19 号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成 25 年 4 月 17 日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところ。

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の指定に係る留意事項について、下記のとおり通知する。

記

指定地方公共機関の対象事業者の種類等は、指定公共機関とある程度共通していることから、新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ（平成 25 年 2 月 7 日）において示された指定公共機関の指定基準を参考に、各都道府県の地域の実情等を踏まえて指定されることが想定される。

指定地方公共機関制度については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）にもあり、共通する業種については参考にされたい。

また、指定地方公共機関は、都道府県対策本部長である都道府県知事が、総合調整・指示を行う対象であり、発生時に的確に総合調整・指示が行えるよう指定法人数、法人の規模も考慮して指定すること。

個別業種の指定に係る留意点は以下のとおり。

(1) 医療機関

①感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）

②重症患者の治療が特に重要であるという観点から、相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている医療機関

※ 感染症指定医療機関以外の医療機関であっても、飛沫及び飛沫接触による感染が中心となると推測される場合には、陰圧装置付きの感染症専用ベッドを不可欠とするものではないから、当該地域における新型インフルエンザ等医療における重要性の程度を踏まえ、指定地方公共機関として指定することが適当。

※ 指定（地方）公共機関は、国、地方公共団体以外の法人を指定するものであり、国又は地方公共団体の開設する医療機関は対象外である。また、国において指定公共機関に指定している独立行政法人、日本赤十字社の地方病院は指定地方公共機関の対象外である。

(2) 医療関係団体

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本病院協会、公益社団法人日本薬剤師会及び公益社団法人日本看護協会が事業者団体として指定公共機関に指定されており、指定地方公共機関としては、当該事業者団体の地方組織を指定することが考えられる。

(3) 医薬品卸業

指定公共機関として一般社団法人日本医薬品卸売業連合会を指定しており、指定地方公共機関としては、各都道府県の医薬品卸業団体を指定。

なお、都道府県の医薬品卸業団体が法人格を取得していない場合は、当該団体と調査の上、傘下事業者を指定することは妨げない。

(4) 電気事業者

基本的に複数都道府県にわたるものであるため、災害対策基本法、国民保護法と同様に指定地方公共機関には指定しない。

(5) ガス事業者

災害対策基本法、国民保護法の指定地方公共機関と同様に必要に応じ指定することが考えられる。

(6) 鉄道事業者

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）における指定公共機関の指定基準と異なり、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、おおむね1億人以上の輸送実績を持つ事業者を対象としたところ。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さないが、指定する際には指定公共機関の指定基準の趣旨に留意すること。

(7) 旅客自動車運送事業者

路線バス事業者については、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、一定程度の輸送実績を持つ事業者を指定地方公共機関として指定することが考えられる。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さない。

(8) 貨物運送事業者

指定地方公共機関は、都道府県知事が総合調整・指示を行う対象であることから、個別事業者ではなく基本的に事業者団体を指定することが考えられる（事業規模により個別事業者を指定することを妨げない。）。

(9) 航空運送事業者

国において在外邦人の帰国支援の観点から国際路線を運航している事業者を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(10) 空港管理事業者

国において検疫のための集約先空港を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(11) 水運事業者

- ・フェリーについては、事態対処法とは異なり、住民の避難の観点による旅客機能ではなく、緊急物資の輸送能力の観点から指定すること。
- ・内航海運については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、指定地方公共機関には指定しない（離島等、地域において必要性があれば指

定を妨げない。)

- ・外航海運については国において指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(12) 通信事業者

通信事業者については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、基本的に指定地方公共機関には指定しない(離島等、地域において必要性があれば指定を妨げない。)

健 発 1210 第 1 号
平成 25 年 12 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）が本日告示された。

また、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号）が併せて告示されたところである。

さらに、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（医療分野）の登録要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の政令市（保健所設置市）、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いする。

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
法第三十一条第一項に規定する患者	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等が行う新型インフルエンザ等医療提供に係

等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業	型インフルエンザ等医療提供を行う事業	る業務
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事

<p>社会保険・社会福祉・介護事業</p>	<p>業 介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設</p>	<p>要介護度三以上、障害程度区分四以上（障害児にあつては、短期入所に係る障害児程度区分二以上）又は未就学児の利用者であつてサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務</p>
-----------------------	---	--

医薬品・化粧品等 卸売業	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は 配送の業務
医薬品製造業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、 製造、安全性確保又は品質確保の業務
医療機器修理業	医療機器修理業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の修理、販売、 賃貸又は配送の業務
医療機器販売業	医療機器販売業	
医療機器賃貸業	医療機器賃貸業	
医療機器製造業	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の元売り、製造 、安全性確保又は品質確保の業務

五頁

ガス業	ガス業	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若し くは調整、設備の保守若しくは点検、緊急 時の保安対応、製造若しくは供給若しくは 顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に 関連するシステムの保守の業務
銀行業	中央銀行	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又 は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の 維持に資するための措置の業務
空港管理業	空港機能施設事業	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨 物管理又は滑走路等維持管理の業務
航空運輸業	航空運送業	航空機の運航、客室対応、運航管理、整備 、旅客サービス又は貨物サービスの業務
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	船舶による緊急物資（新型インフルエンザ 等対策特別措置法施行令（平成二十五年政 令第百二十二号）第十四条各号に規定する 物資をいう。以下同じ。）の運送の業務

通信業	固定電気通信業 移動電気通信業	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務
鉄道業	鉄道業	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務
電気業	電気業	発電所若しくは変電所の運転監視若しくはは 保守若しくは点検若しくは故障若しくは障 害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調 達、送配電線の保守若しくは点検若しくは 故障若しくは障害対応、電力システムの運用若 しくは監視若しくは故障若しくは障害対応 又は通信システムの維持若しくは監視若し

七頁

		くは保守若しくは点検若しくは故障若しくは は障害対応の業務
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	トラックによる緊急物資の運送の集荷若し くは配送若しくは仕分け管理、運行管理又 は整備管理の業務
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の 運転、運行管理又は整備管理の業務
放送業	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況 全般の報道を行うための取材若しくは編成 若しくは番組制作若しくは番組送出若しく は現場からの中継若しくは放送機器の維持 管理又は放送システム維持のための専門的 な要員の確保の業務
郵便業	郵便業	郵便物の引受又は配達業務
映像・音声・文字	新聞業	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエ

情報制作業		ンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編集若しくは制作、印刷若しくは販売店への発送又は編集若しくは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務
銀行業	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	現金の供給、資金の決済、資金の融通又は金融事業者間取引の業務
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業	ダムの流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務
工業用水道業	工業用水道業	浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障

九頁

下水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	若しくは障害対応の業務 処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務
上水道業	上水道業	浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務
金融証券決済事業	全国銀行資金決済ネットワーク	金融機関間の決済又はC D若しくはA T Mを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務
	金融決済システム	
	金融商品取引所等	銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務
	金融商品取引清算機関	有価証券や派生商品の取引に基づく債務の

	振替機関	引き受け又は取引の決済の保証の業務 売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務
石油・鉱物卸売業	石油卸売業	石油製品（LPガスを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務
石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務
熱供給業	熱供給業	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはは

一一頁

飲食品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	システムの保守若しくは管理の業務 食料品（缶詰、農産物保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	食料品若しくは生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ゴミビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務
食料品製造業	缶詰・農産物保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務

	めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調製粉乳に限る。）	
飲食品卸売業	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	食食品若しくは原材料の調達、配達又は販売の業務
燃料小売業	燃料小売業（LPガス及びガソリンスタンドに限る。）	オートガスタン্ডにおけるLPガスの受入若しくは保管若しくは販売若しくは保安点検又はサービスステーションにおける石油製品の受入若しくは保管若しくは配送若しくは販売若しくは保安点検の業務
その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業	遺体の火葬の業務 遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる業務（創傷の手当、身体の清拭、詰め物又は着衣の装着に限る。）
その他小売業	ドラッグストア	生活必需品の調達若しくは配達又は消費者への販売の業務

一三頁

廃棄物処理業	産業廃棄物処理業	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業	独立行政法人（特定独立法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業	公務員と同様の事務の業務

○厚生労働省告示第三百七十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第二条 医療の提供の業務を行う事業者は、この規程の定めるところにより、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（第四条第一項において「管理台帳」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

一頁

3 前項の有効期間満了の後引き続き医療の提供の業務を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。

（登録申請書の提出等）

第三条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、代表者の氏名

四 事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）

五 対象業務（基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。）に従事する者が所属する事業所名及びその所在地

六 事業所ごとの対象業務の従事者数

七 新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を作成していること

八 法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地

九 第五条第一項の規定に該当しないこと

十 その他必要な事項

2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。

4 厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の実施)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を管理台帳に登録するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

三頁

一 氏名、商号又は名称

二 事業の種類

三 対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地

四 登録年月日

五 登録番号

(登録をしない場合)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

(変更の届出)

第六条 登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合(軽微な変更があつた場合を除く。)においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 第四条第一項及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第七条 登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

- 一 個人事業者が死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- 三 法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

(勧告)

第八条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 登録を受けた対象業務に関し不正な行為をしたとき。

(登録の消除)

第九条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者

五頁

の登録を消除するものとする。

- 一 第七条の規定による届出があつたとき。
- 二 第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 前条第二号に該当し情状が特に重いとき。
- 六 正当な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠つたとき。
- 七 前条の規定による勧告に従わないとき。

特定接種（医療分野）の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録事業者及び登録対象者

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類」の欄で記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
 - ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。
- ※新型コロナウイルス等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型コロナウイルス等が発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型コロナウイルス等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なりクチの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（別添2。以

下「登録申請書」という。）を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。（法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。）ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

3 登録及び報告の届知

厚生労働省は、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。）の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報を提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合には、登録申請書（Excelシート）を都道府県から配布する（ホームページからダウンロード等を行うものとする）。登録対象となり得る事業者は必要事項を記載して、当該事業所が所在する都道府県にE-mailで提出する。届出を受けた都道府県は登録申請内容を確認の上で、取りまとめ、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等やE-mailによる届出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布・受付を行う。この場合、都道府県は、紙で受け付けたものを登録申請書（Excelシート）に転記・確認の上で、取りまとめ、E-mailで厚生労働省に提出する。

新型コロナウイルス等医療提供を行う歯科診療所については、各都市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

登録申請書の配布から確認までは、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録を行う。なお、登録申請内容に疑義がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

5 登録申請書の記載事項

考え方は以下のとおりである。

(業務継続計画)

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

(接種実施医療機関)

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

(常勤換算)

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとす。

(外部事業者の考え方)

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(申請者情報)

事業者名
代表者の氏名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

(事業所情報)

設立区分
施設区分
歯科診療所が所属する市区町村医師会名（歯科診療所のみ記載）
事業所名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス
事業の種類
業務継続計画（診療継続計画）を作成していること
登録対象業務の従業者数
うち申請事業者の従業者数
うち外部事業者の従業者数

(接種実施医療機関情報)

医療機関名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。(公表をもって連絡したものととする。)

また、報告のあった公設医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとする。

なお、今回登録された事業者は、平成26年度中にWebシステムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はない。ただし、7に記載のとおり、有効期限満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要である。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成26年度中に稼働予定のWebシステムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する予定である。

8 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合(軽微な変更があった場合を除く。)及び廃業等があった場合の届出は、Webシステムが稼働した以降(平成26年度中予定)に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成26年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

特定接種の接種体制に関する覚書

(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号)の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇〇